

**失業などによる国民年金  
保険料の特例免除制度を  
ご存じですか？**

問 市民課 国民年金係  
☎ 773-6661

国民年金には、保険料の納付が困難な場合に保険料の全額または一部を免除する制度があります。

免除には申請が必要で、日本年金機構が審査を行います。失業などを理由とした免除

の申請は、過去2年1か月前までさかのぼって行うことができます。免除額の算定は、

特例として失業した人の前年所得を0円として行います。

※申請者本人が特例に該当しても、配偶者や世帯主に一定の金額以上の所得がある  
と、保険料の一部免除に該当する場合や、免除が承認  
されない場合があります

**申請に必要なもの**

- ・「雇用保険受給資格者証」の写し、「雇用保険被保険者離職票」の写し、「離職者支援資金の貸付決定通知書」の写しなどの失業したことが確認できる書類
- ・本人確認書類

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・申請先 市民課、大和・塩沢市民センター、六日町年金事務所

**令和2年度奨学生募集**

問・申 〒949-6680  
南魚沼市六日町865  
学校教育課  
☎ 773-6700

**対** 就学の意欲があり、経済的な理由により進学・在学が困難な生徒や学生

**条件**

- ・市内に住所がある人の子どもや弟妹などが、学校教育法に定める高校、大学、短大、専修学校などに進学する、在学している
- ・申請者の保護者の所得が、市の定める基準以下
- ・市税の滞納（遅延金含む）がない

**審査・試験**

所得などの審査を通過した人に作文試験を行い、合格者に貸与します。

**作文試験**

テーマは、試験当日に発表  
☎ 3月25日(水) 午前9時30分

（受付：午前9時）  
会 中央公民館2階実習室

**貸与額（無利子）**

- ・大学・短大・専修学校など 月額50,000円
- ・高校 月額18,000円
- ※年3回（5・9・1月末）に分けて貸付

**返還期間**

貸与終了月から半年据置後、借りた期間の2.5倍の期間（毎月末日または年2回の返還）

例 大学4年間で240万円

**を借りた場合**

半年据置後、初回年度12万円、翌年度以降24万円、最終年度12万円を返還（返還期間10年）

**提出書類**

- ・申請書、返還誓約書、返還計画書、奨学金振込先届出書（学校教育課に配置）
- ・合格通知書の写し：新入学生のみ（締切りまでに用意できない場合は4月8日(水)までに提出）
- ・在学証明書：在学生のみ
- ・障がい者手帳などの写し：同一生計世帯に障がいのある家族がいる場合
- ・住民票：世帯全員分

所得証明書：奨学生の保護者分

納税証明書、印鑑登録証明書：連帯保証人2人（うち1人は保護者）分を各1通

援助額証明書（任意様式）

※父母が低収入か無収入で、祖父母から援助を受けている場合

3月13日(金)

※郵送の場合は、締切日必着

結果通知 5月上旬に通知

**消防法の違反対象物を公表する制度を開始します**

問 南魚沼市消防本部 予防課  
☎ 782-5330

重大な消防法令違反のある建物の違反内容を、市ウェブサイトで公表する制度を開始します。

**公表の対象物**

不特定多数の人が利用する建物や社会福祉施設などで、設置義務があるにも関わらず、次のいずれかの設備が設置されていない場合

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備

**公表内容** 建物の名称・所在地・違反の内容

**制度開始日** 4月1日(水)

※無届の増改築や接続または、内装の改修などでも重大な違反となる場合があります。建物の改修、改築を検討している場合は、事前にお問い合わせください

**文化財防火訓練を行います**

問 南魚沼市消防本部 消防庶務課 消防団係  
☎ 782-0860

南魚沼市消防本部と南魚沼市消防団が、合同で文化財防火訓練を実施します。

☎ 1月26日(日)

午前9時～10時  
会 十二神社「姥沢新田」

会場周辺で放水訓練を実施します。消防車が姥沢新田地内を走行します。通行の際は、ご注意ください。

